

福岡県国民保護計画の概要

1 変更理由

都道府県が実施する国民保護措置等を定める都道府県国民保護計画は、国民保護法（平成 16 年法律第 112 号）第 34 条第 1 項及び第 8 項の規定により、国の「国民の保護に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）」に基づいて、作成・変更しなければならないとされている。

令和 8 年 3 月 31 日の閣議決定により、国の基本指針が変更されたことに伴い、福岡県国民保護計画（平成 18 年 1 月 20 日作成）を以下により変更するもの。

○福岡県国民保護計画の主な変更点

(1) 指定公共機関追加

(2) 県の地理的、社会的特徴内容の変更

(3) 救援に「福祉サービスの提供」を追加したことに伴う変更

国民保護法施行令（令和 7 年 8 月）の改正に伴い基本指針が変更されたことによる変更及びこれまでの計画内に記載された福祉サービスの記載の適正化。

※これまでの要配慮者に対する記載を今回、福祉サービスとして整理。

これは、配慮の後退ではなく、従来の配慮への考え方を維持しているもの。

(4) 緊急通行車両の制度変更に伴う変更

災害応急対策を実施する指定行政機関等の車両は、災害発生時等の前においても災害対策基本法施行令に基づく確認を行うことができるように改正されたことに伴う変更。

(5) その他

- ・ 県及び市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の組織改編等に伴う事項等の変更
- ・ 文字の適正化
- ・ 資料の更新に係る変更